

職 員 の 処 分 に つ い て

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

記

- 1 発生年月日
令和8年9月16日
- 2 所属の種別
中学校
- 3 年齢
57歳
- 4 管理職、一般職の別
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別
教育職員
- 6 事件・事故の概要
当該職員は、勤務日であった令和8年9月16日の勤務時間外、勤務する学校の校舎内において同校の女子生徒と二人きりになり、左手で当該女子生徒の左肩を抱き寄せ、自身の左肩と当該女子生徒の右肩が触れる状態で、右手で当該女子生徒の頭を数回撫で、自身の顔を当該女子生徒の顔に近づけて、その表情を覗き込んだ後、再度女子生徒の頭を撫でた。これらの行為により、当該女子生徒に精神的苦痛を与えた。
- 7 処分内容
懲戒処分として「免職」
- 8 処分年月日
令和8年9月30日